

宮城県飲酒運転根絶に関する条例のあらまし

1 前文

飲酒運転根絶の必要性を明示しています。

- (1) 飲酒運転による交通事故が依然として後を絶たない状況にあること。
- (2) 県民一人一人が自覚し、飲酒運転をさせない環境を地域社会とともにつくり上げることが求められていること。
- (3) 「飲酒運転は犯罪」であり「飲酒運転をしない・させない」という強い意志を持ち、飲酒運転の根絶に向けて取り組んでいくこと。

2 目的(第1条)

県・市町村・県民等が一体となって飲酒運転の根絶のための活動を推進し、安全で平穏な県民生活の実現に寄与することを目的としています。

* 県民等とは・・・県民・事業者等・事業者団体をいいます。

3 定義(第2条)

この条例における用語の意味を定めています。

| | | |
|---|-------|------------------------------------------------------------|
| 1 | 飲酒運転 | アルコールの摂取量にかかわらず、酒気を帯びた者が自動車等を運転する行為をいいます。 |
| 2 | 自動車等 | 自動車(道路交通法第2条第1項第9号に規定)と原動機付自転車(道路交通法第2条第1項第10号に規定)をいいます。 |
| 3 | 事業者等 | 法人・その他の団体・個人で、県内で事業等を行うものをいいます。 |
| 4 | 事業者団体 | 事業者等としての共通の利益を増進することを主な目的として2つ以上の事業者等で構成された法人・その他の団体をいいます。 |

4 責務等(第3条、第4条、第5条、第6条、第7条)

県、県民などが果たすべき責務を定めています。

(1) 県の責務

- ・ 飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を策定し、実施します。
- ・ 施策の推進に当たっては、市町村との連携に努めるとともに、市町村がその地域の実情に応じた飲酒運転の根絶に関する施策を実施するために必要な協力、支援を行うよう努めます。
- ・ 市町村・県民等と連携して飲酒運転根絶のための総合的な施策を推進するための体制を整備します。

| |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) 県民の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒運転の根絶のためには、県民一人一人の自覚が重要であることを認識し、その日常生活において、次の事項を実践しなければなりません。 <ul style="list-style-type: none"> 一 飲酒運転をしないこと。 二 飲酒運転をさせないこと。 三 酒気を帯びた者が運転する自動車等に同乗しないこと。 ・ 県・市町村が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めること。 ・ 飲酒運転をしている者又は飲酒運転をしている疑いのある者を発見した場合には、その旨を警察官に通報する等状況に応じた適切な措置を講ずるよう努めること。 |
| <p>(3) 事業者等・事業者団体の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に使う自動車等の運行に当たって、運転者が酒気を帯びていないことを確認するなど飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めること。 ・ 従業員に対して、飲酒運転の根絶に関する教育、指導その他必要な措置を講じるよう努めること。 ・ 団体を構成する事業者等に対して、飲酒運転の根絶に関する啓発その他必要な措置を講じるよう努めること。 ・ 県・市町村が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めること。 |
| <p>(4) 飲食店業者等の責務</p> <p>* 飲食店業者等とは、営業の形態にかかわらず、設備を設けて酒類を提供し飲食させる営業を行う者、またその業務に従事する者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒運転をすることとなるおそれがある人に対して、酒類を提供してはなりません。 ・ 酒気を帯びた客が自動車等を運転することとなるおそれがあるときは、これを防止するために必要な措置を講じなければなりません。 ・ お客の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書等を掲示する等飲酒運転を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。 |
| <p>(5) 駐車場所有者等の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の利用者の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書等を掲示するなど飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めること。 |

5 基本方針（第8条）

- ・ 県は、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を進めるための基本方針を策定します。
- ・ 基本方針には、次の事項を定めます。
 - 1 飲酒運転の根絶に関する知識の普及・意識の高揚に関すること
 - 2 飲酒運転根絶重点区域（第15条第1項）の指定・重点区域における活動の実施（第15条第5項）に関すること
 - 3 その他飲酒運転の根絶に関して必要なこと
- ・ 県は、基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければなりません。

6 飲酒運転の根絶に関する知識の普及等（第9条）

県は、飲酒運転の根絶に関する知識の普及・県民等の意識の高揚を図るため、飲酒運転の根絶に関する教育の推進、広報活動の充実その他必要な措置を講じます。

7 飲酒運転の再発防止のための指導等（第10条）

- ・ 県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための指導、教育その他必要な措置を講じます。
- ・ 県は、飲酒運転をした者の家族等からの相談に対して、飲酒運転の再発防止のための助言その他必要な措置を講じます。

8 情報提供（第11条）

- ・ 公安委員会は、飲酒運転の根絶のための市町村の施策や事業者等・事業者団体の活動を促進するため、市町村長と事業者等又は事業者団体に対して、次の情報を提供することができます。 * ただし、特定の個人が識別される情報を除きます。
- ・ 情報の提供における具体的な区域・時期・方法については、公安委員会規則で定めます。

市町村長に対して

- ・ 酒気帯び運転又は酒酔い運転で検挙された住民の数
 - * 住民の数は、一定区域ごとに分けて情報提供されることがあります。
- ・ その他飲酒運転根絶のための施策の実施に必要な情報

事業者等に対して

- ・ 酒気帯び運転又は酒酔い運転で検挙された従業員の数
 - * 勤務時間中であっても勤務時間外であっても検挙されれば、情報提供する数に含まれます。

事業者団体に対して

- ・ その事業者団体を構成する事業者等の従業員で、酒気帯び運転又は酒酔い運転で検挙された者の数
 - * 勤務時間中であっても勤務時間外であっても検挙されれば、情報提供する数に含まれます。

* 「酒気帯び運転又は酒酔い運転で検挙された」とは・・・道路交通法第65条第1項の規定（何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない）に反して車両等を運転し、政令で定める酒気帯び運転の基準値（身体に保有するアルコールの程度が「血液1mlにつき0.3mg又は呼気1lにつき0.15mg」）以上である、又は、酒酔い運転である、として、検挙された者（＝道路交通法第117条の2第1号又は第117条の2の2第1号に該当した者）をいいます。

* パブリックコメントを実施したときの条例案では、「事業者団体」は情報提供先として規定していませんでした。しかし、さらに検討した結果、個人が特定されるような事業者等もあることが想定されたため、事業者等が加入する事業者団体（業界団体等）にも情報提供をすることにより、より実効性のある取組が期待できるものと考え、事業者団体も情報提供の対象とすることにしました。

9 飲酒運転根絶の日等（第12条）

- ・ 県民等が飲酒運転の根絶について関心と理解を深めるとともに、飲酒運転の根絶に関する活動を促進するため、飲酒運転根絶の日と飲酒運転根絶運動の日を設けます。

| | | |
|------------|-------|------------------------------------------------|
| 飲酒運転根絶の日 | 5月22日 | 県・市町村・県民等が一体となって、飲酒運転の根絶についての関心と理解を深める取組を行います。 |
| 飲酒運転根絶運動の日 | 毎月22日 | 県・市町村・県民等が一体となって、飲酒運転の根絶のための取組を行います。 |

10 飲酒運転根絶活動推進委員等（第13条）

- ・ 公安委員会は、飲酒運転の根絶について県民等の関心と理解を深める活動を推進するため、飲酒運転根絶活動推進委員を委嘱することができるようにします。
- ・ 飲酒運転根絶活動推進委員は、一定の区域ごとに、地或飲酒運転根絶活動推進委員協議会を組織します。

11 被害者等に対する相談支援体制の充実（第14条）

- ・ 県は、飲酒運転による交通事故の被害者、その家族等からの相談に適切に対応するため、相談支援体制の充実を図ります。

12 飲酒運転根絶重点区域等（第15条）

- ・ 知事は、飲酒運転の根絶に重点的に取り組む必要があると認める区域を、飲酒運転根絶重点区域（＝重点区域）として指定することができます。
- ・ 県は、重点区域において、その区域を管轄する市町村と県民等と連携を図りながら協力し、飲酒運転の根絶のための巡回、啓発活動その他飲酒運転の根絶のための効果的な活動を実施します。
- ・ 重点区域を指定する場合は、飲酒運転の発生状況を考慮・検討し、公安委員会と協議します。
- ・ 知事は、重点区域を指定しようとするときは、その区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければなりません。
- ・ 知事は、重点区域を指定・変更・取消したときは、公表するとともに、その区域を管轄する市町村長に通知しなければなりません。

13 表彰（第16条）

- ・ 知事は、飲酒運転の根絶に関して特に功績があると認められる県民等に対し、表彰を行うことができます。

その他（第17条・附則）

- ・ この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定めます。
- ・ 酒気帯び運転又は酒酔い運転で検挙された者の数に関する情報提供の規定は、この条例が施行された日以降に検挙された者の数から該当することになります。

この条例は、平成20年1月1日から施行します。